

平成 30 年 6 月 21 日
公益財団法人全国防犯協会連合会

内閣官房内閣人事局
内閣参事官(高齢対策・退職管理担当) 御中

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(報告)

当法人は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項第4号及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の24第1項第4号、職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第32条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号)第18条、職員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第83号)第9条並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第84号)第8条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」公益法人に該当しませんので、その旨報告いたします。

[本件連絡先]

電 話 03-3868-0157
F A X 03-3868-0257
電子メール uchiyama@bohan.or.jp